

## 【品川宣言】

2011年9月18日

私たちは、福島第一原子力発電所の事故後、国民生活への重大な影響を憂慮し、事故の終息を見守ってきました。また、その工程にあつて、わが国有数の一流企業である東京電力株式会社や政府に、国土や国民の命を第一義的に守ってほしいと願ってきました。

しかしながら私たちの期待は見事に裏切られ今日に至っています。

2011年9月18日、全国の市民・農家・水産加工・食品団体員など有志が東京都品川区南品川5-3-20、品川第二地域センター会議室に集り、今回の事故とこれまでの経過について討議しました。

そして、私たちは、今回の事故並びにその経過が、「放射能放散公害事件」であることを再確認しました。そこには、明らかな加害者と、放射能にさらされている被害者が存在しています。

しかし、事件発生より半年が経過してもなおその起因者である東京電力に、その責任を果たそうとする姿勢は見られません。

また、政府は一体だれのためにあるのか……。

ここに集った私たちは、大きな憤怒を持って次の結論に達したことを宣言します。

### 1. 避難対象地区について

まず、2011年3月11日発生の福島第一原子力発電所事件から半年を経過した今なお、放射線に汚染された環境下に人々が放置されていることに対して断固として抗議する。

私たちは、「放射線管理区域」（1. 3ミリシーベルト／3ヶ月）レベルの環境下にさらされているすべての住民を、直ちに安全な地区に避難させることを、放射能を放散した東京電力と政府に要求する。

なお、ここでは避難させる義務は上記「放射線管理区域」レベルとするが、市民の側の、避難の権利の基準は、「一般公衆の線量限度」（ICRP・国際放射線防護委員会）基準の1ミリシーベルト／年以上であり、この環境下からの自主避難の権利は認められなければならない。

### 2. 棄民的措置による健康被害の責任について

ゆえに、1ミリシーベルト／年以上の環境下に無作為に人々を留め置くことは、人身に危害を加える傷害行為、ないしは殺人予備行為にも他ならない。

上記環境下にたとえ一時的であったとしても置かれた福島県民をはじめとする人々に今後発生する健康被害については、東京電力並びに政府の責任であることを宣言する。

### 3. 避難に関する費用について

避難に関する一切の費用は東京電力が負担することで、すでに自主避難している場合にも請求権は認められること、その上で、避難先は避難すべき当事者の希望に添うこと、以上の権利を担保する。

また、従来からの地域コミュニティの避難先での維持など、具体的な避難誘導等については、国・地方公共団体が参加する公共事業体によって、避難者の立場にたって進められるべきであり、仮にも私企業を参入させ、利益優先・経費出し惜しみを許してはならない。

### 4. 「生業」（なりわい）を破壊された住民被害について

特に一次産業者は、その生業が農地や魚場と不可分であり、農業者にあっては農地や山林、水利権等、漁業者にあっては漁港や漁場、漁業権等の確保が可能で、その上で各避難者の生活再建に関する一切の費用も東京電力により補償されなければならない。